

議案第17号

大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア2)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「「1歳6箇月到達日」という。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

附則第4項から第7項までを削る。

(大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2条の2を削り、附則第2条の3を附則第2条の2とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中附則第4項から第7項までを削る改正規定及び第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。